

国立大学法人奈良教育大学学術研究推進委員会規則

平成16年4月1日  
制 定

改正 平成17年 2月24日規則第12号  
改正 平成19年 7月19日規則第53号  
改正 平成21年10月22日規則第56号  
改正 平成23年 9月13日規則第33号  
改正 平成23年12月22日規則第51号  
改正 平成27年 7月29日規則第39号

(設置)

第1条 国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号）第12条第3項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学学術研究推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、学術研究に関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 学術研究推進の基本方針に関すること。
- 二 産学官連携及び大学間共同研究に関すること。
- 三 科学研究費補助金、各種団体の研究助成金及び外部資金を含めた研究費に関すること。
- 四 教員データベースに関すること。
- 五 出版会に関すること。
- 六 その他学術研究に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副学長（研究担当）
- 二 副学長（企画担当）
- 三 教授会において選出された者 3人
- 四 教育研究支援課長
- 五 学長が指名する者 若干名

2 前項第三号及び第五号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第三号及び第五号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼任の禁止)

第5条 第3条第1項第三号に掲げる委員は、自己評価委員会、財務委員会、施設整備委員会、人事委員会、教務委員会、教育実習委員会及び学生委員会の「教授会において選出された者」として選出される委員を兼ねることはできない。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、副学長(研究担当)をもって充てる。

(副委員長)

第7条 委員会は、必要に応じて、委員長を補佐する者として、副委員長を置くことができる。

2 副委員長に関して、必要な事項は、委員会が別に定める。

(委員会)

第8条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(専門部会)

第9条 委員会は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関して、必要な事項は、別に定める。

(ワーキンググループ)

第10条 委員会は、設置期間限定のワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関して、必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(学長への報告)

第12条 委員会で決定した重要な事項は、学長に報告する。

(事務)

第13条 委員会の事務は、教育研究支援課が処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第12号)

この規則は、平成17年2月24日から施行する。

附 則(平成19年規則第53号)

この規則は、平成19年7月19日から施行し、平成19年9月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第56号)

この規則は、平成21年10月22日から施行し、平成21年10月9日から適用する。

附 則(平成23年規則第33号)

1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

2 規則第2条第1項第四号は、教員の教育、研究、地域貢献等に関する教員データベ

ースの基本方針及び管理、教員データの収集、管理、更新、利活用の方策を含むものとする。

附 則（平成 23 年規則第 51 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 39 号）

この規則は、平成 27 年 7 月 29 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。